

働く人たちのための労働関係法制の整備

※ 再掲

○ 長時間の時間外労働に対する割増賃金率の引上げ 労働基準法の改正
・時間外労働について、現在は一律25%増しの「割増賃金」を支払わせているが、80時間を超える時間外労働については50%を適用(中小企業に対しては猶予措置)

○ 年次有給休暇の時間単位取得
・現在は1日単位で取得することとされている年次有給休暇のうち5日分は時間単位での取得を可能とする

○ 育児休業給付の拡充 雇用保険法の改正
・給付率の引上げ(休業前賃金の4割を5割に)

○ 若者の能力・経験の正当な評価と雇用機会の確保 ※ 雇用対策法の改正
・事業主の努力義務に、若者の能力を正當に評価するための募集方法の改善、実践的な職業訓練の実施その他の雇用管理の改善を図ることにより、雇用機会の確保を図ることを追加
・国は事業主が適切に対処するために必要な指針(大臣告示)を策定

○ パート労働者の正社員への転換の促進 ※ パートタイム労働法の改正
・正社員募集情報の周知、応募機会の付与、転換制度の導入など、正社員への転換推進のための措置の義務化

仕事と生活の調和
少子化対策